

第 209 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 11 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 209 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 11 月 10 日 (木) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 11 月 10 日 (木) 午後 2 時 16 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (13 人)

会長 4 番 中 村 文 男

会長職務代理 9 番 川守田 雄 一

委員 1 番 佐々木 正義 2 番 石 橋 薫

3 番 夏 坂 元一朗 5 番 夏 堀 健 一

7 番 山 田 憲 幸 8 番 堀 内 重 男

10 番 佐々木 一 雄 12 番 三 浦 恵美子

14 番 高 橋 勝 敏 15 番 河守田 雄 一

16 番 工 藤 信 仁

5. 欠席委員 (3 人) 6 番 梅 内 道 子 11 番 佐々木 徳 志

13 番 赤 石 敏 文

6. 会議書記

事務局長 野 月 正 治

主幹 小田原 孝 治

総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 0 号 貸貸借合意解約書の受理について

日程第 5 報告第 1 1 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 6 議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

| | |
|----------------------|--|
| <p>事務局長 中村会長</p> | <p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>9番 川守田 雄一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> |
| <p>中村会長 事務局長</p> | <p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第209回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p> |
| <p>中村会長 事務局長</p> | <p>「あいさつ」</p> <p>本日、6番 梅内 道子 委員・11番 佐々木 徳志 委員・13番 赤石 敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中13名で、委員定数に達しておりますので、第209回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>16番 工藤 信仁 委員 1番 佐々木 正義 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> |

| | |
|-------|--|
| 小田原主幹 | <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第10号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> |
| 議 長 | <p>報告第10号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、貸貸借の契約期間は令和2年5月1日から令和5年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年10月4日、土地の引き渡しの時期は令和4年10月5日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> |
| 小田原主幹 | <p>次に、日程第5 報告第11号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>報告第11号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成26年5月1日から令和6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和4年10月11日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第6 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> |
| 小田原主幹 | <p>議案第26号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、所有権の移転に関するものです。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> |
| 議 長 | <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 雄一調査員</p> |

| | |
|------------|--|
| 川守田 調査員 | <p>9番 川守田から説明いたします。</p> <p>去る11月2日、館野農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第26号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第26号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と、番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>議案第26号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> |
| 小田原主幹 | <p>議案第27号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、19件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は4年4ヵ月、10a当たりの賃借料は年額5,179円です。</p> <p>番号2番の利用目的は樹園地、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号3番から4番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,950 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,768 円です。 番号 7 番の利用目的は樹園地と田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,584 円です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,448 円です。 番号 9 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。 番号 10 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,971 円です。 番号 11 番の利用目的は田と畑、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 12 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 13 番の利用目的は畑、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 14 番から 15 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 17 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 18 番から 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 27 号について、ご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 209 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 16 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p> |

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 11 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....